

平成24年1月20日発行
浅田会計事務所

平成23年度税制改正

昨年12月2日に平成23年度税制改正に関する再修正法が公布・施行されました。改正された主な項目は以下のとおりです。詳細に関しましては各担当までお問い合わせください。

税目	改正内容	適用時期
復興特別税	各税額に次の税率で課されます 法人税： 10.0% 所得税： 2.1%	平成24年4月1日以降開始事業年度(3年間) 平成25年分以降(25年間)
法人税	法人税率の引き下げ 大法人 30%→25.5% 中小法人 18%→15% (所得金額800万円以下)	平成24年4月1日以降開始事業年度
	貸倒引当金の段階的廃止 (中小企業等は従来通り)	
	減価償却制度の見直し (250%定率法→200%定率法)	平成24年4月1日以後に 取得した減価償却資産
所得税	年金所得者の申告手続きの簡素化 (年金の収入金額が400万円以下でその他の 所得が20万円以下の場合申告不要)	平成23年分以降
消費税	免税事業者の要件の見直し (特定期間の課税売上による判定)	法人：平成25年1月1日以降開始事業年度 個人：平成25年分以降
	仕入税額控除制度(95%ルール)の見直し (課税売上5億円超は全額控除不可)	法人：平成24年4月1日以降開始事業年度 個人：平成25年分以降
その他	更正の請求に関する見直し (請求期間1年→5年)	平成23年12月2日以降に 法定申告期限が到来するもの

なお、所得税の一部(給与所得控除の上限設定、特定支出控除の見直し等)や相続税(税率構造及び基礎控除の見直し等)贈与税(税率構造及び相続時精算課税制度の見直し等)に関する項目は改正が見送られました。

インフルエンザ対策

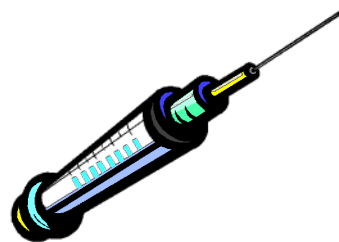
平成21年4月に発生が公表された新型インフルエンザは、皆さんも記憶にあたらしいと思います。そこで今回は、従業員がインフルエンザに感染した場合やインフルエンザの疑いがある場合に、会社としてどう対応すべきか考えてみたいと思います。

平成21年の新型インフルエンザは、感染症予防法において「2類感染症」に指定されたため、会社は新型インフルエンザに感染した従業員に対し就業禁止を命ずることができ、賃金や休業手当を支払う必要はありませんでした。但し、当時の新型インフルエンザは平成23年4月1日より通常の季節性インフルエンザと同じ扱いになっています。

一方季節性インフルエンザは、感染症予防法において「5類感染症」に指定されており、就業禁止の規定はありませんので、通常は就業制限等の措置が取られることはありません。

従って、会社がインフルエンザに感染した従業員を会社の命令で就業禁止にする場合は、産業医その他の専門医の意見を聞く必要があります。逆に会社が根拠なく自宅待機を命じた場合には、賃金の支払が必要となります。

社内での蔓延を防止する意味でも、従業員がインフルエンザに感染した場合の就業規則等を前もって決めておく良いでしょう。



最近読んだ本のご紹介

『火の粉』 幻冬舎文庫 栗井脩介(著)

裁判官であった主人公・梶間は、一家3人惨殺の容疑で起訴された男・武内に無罪判決を言い渡した。それから2年後、梶間の隣家に引っ越してきたのは、武内だった。武内は、溢れんばかりの善意で梶間家の人たちの心を掴むが・・・

無罪判決を言い渡されたとしても、「でも本当のところはどうなの？」という疑念はなかなか拭えないのが普通なのかもしれません。「疑うべきではない」という良識と、「でも本当は・・・？」という常識との狭間で揺れ動く主人公たちの描写が上手いです。「本当はどうなの？」を知りたくて、最後まで一気に読んでしまいます。お勧めです。

確定申告資料送付のお願い

確定申告資料は**1月31日**までにお送り頂きますよう、宜しくお願い致します。

所得税の確定申告の提出期間は2月16日から3月15日までですが、還付申告の場合は1月1日から提出可能です。（早く提出すれば、早く還付されます。）

また、昨年は寄附をされた方も多いと思います。**寄附金控除**は寄附金の合計が2,000円を超えた場合に適用されます。寄附金控除には、寄附をした団体などから交付を受けた領収書などの添付が必要となりますので、他の申告資料と一緒に**1月31日**までにお送り頂きますよう、宜しくお願い致します。